

湯のまち別府ふるさと応援寄附金返礼品パートナー事業者公募要領

1 趣旨

ふるさと納税制度（湯のまち別府ふるさと応援寄附金）により本市に寄附をした市外在住の寄附者に対し返礼品を贈呈するに当たり、本市の魅力発信、地元特産品のPR及び販路拡大による地域経済の活性化に資する返礼品の提供に協力ができる事業者（以下「パートナー事業者」という。）を募集する。

2 事業概要

- (1) 本市は、寄附者が寄附金額に応じて返礼品パンフレットや専用のWEBサイトから、希望する返礼品を自由に選択できる制度を採用する。
- (2) 本市は、効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理や苦情対応に万全を期すため、返礼品取扱業務全般を指定する委託事業者に委託する。そのため、パートナー事業者は、委託事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わす必要がある。

3 パートナー事業者になることで見込まれる効果

- (1) ふるさと納税制度による新たな販売経路ができる。
- (2) ふるさと納税ポータルサイトや委託事業者が運営するふるさと納税ポータルサイトに返礼品の名称、画像、事業者名などが掲載され、返礼品及び事業者のPRができる。
- (3) 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、PRを図ることができる。ただし、パンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、同封しても送料が変動しない範囲とする。
- (4) 本市のホームページや市が作成・配布するふるさと納税のパンフレット等（市が委託して作成する媒体を含む。）に返礼品の名称、画像、事業者名などが掲載され、返礼品及び事業者のPRができる。なお、本市がふるさと納税制度の広報活動を行う中で、必要に応じてその他の媒体へ情報提供することがある。

4 パートナー事業者の要件

次に掲げる要件の全てを満たす法人、団体又は個人事業者をパートナー事業者として登録する。ただし、要件の全てを満たしている場合でも、総合的に判断して、市長がパートナー事業者として適当でないと認めたときは、登録しないものとする。

(1) 各種法令に沿った生産、製造及び販売を行っていること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が別府市内にあること。

イ 市の知名度の向上及び地域振興に寄与すると市長が特に認めるものであること。

(3) 国税、県税、市税等に滞納がないこと。

(4) 電子メール、FAX等が使用できる環境を有すること。

(5) 発注書の受付及び出荷作業が行える体制が整っていること。

(6) 返礼品の商品管理、配送、苦情処理等の対応ができること。

(7) 寄附者の配送希望日が特定の日に集中する可能性がある商品については、その対応が可能な体制が構築されていること。

(8) 個人情報保護法及び関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。

(9) 代表者等が、暴力団関係者（別府市暴力団排除条例（平成23年別府市条例第21号）第6条第1項第1号に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。

5 返礼品の要件

次に掲げる要件の全てを満たす商品を返礼品として登録する。ただし、要件の全てを満たしている場合でも、総合的に判断して、市長が返礼品として適当でないと認めたときは、この限りでない。

(1) 本市の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品であること。

(2) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法等の関係法令

を遵守していること。

- (3) 品質及び数量において、年間を通じて安定供給が見込めること。ただし、期間限定又は数量限定で供給可能なもので、期間又は数量が明示できる場合は、この限りでない。
- (4) 発注から1週間以内に発送できる商品であること。ただし、返礼品の発送時期を明示した場合は、この限りでない。
- (5) 全国に配送対応が可能な商品であること。
- (6) 返礼品の応募日時時点で既に商品化されているものであり、過去1年間に、一定程度の販売実績（類似の商品の販売実績を含む。）があること。ただし、テストマーケティング（新商品や新サービスを試験的に供給することで、その有用性を計るための販売手法をいう。以下同じ。）を目的とする場合は、この限りでない。
- (7) 食料品の場合は、返礼品が寄附者に到着する日から1週間以上の賞味期限又は消費期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品、生花その他時間の経過により価値が損なわれるもの等については、返礼品の配送希望日等を事前に寄附者に確認し、調整するなど、鮮度を保った状態で返礼品を寄附者に届けることができる場合は、この限りでない。
- (8) 返礼品が宿泊施設又はサービスの利用券である場合は、当該宿泊施設又はサービスの利用券は、次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - ア 市内の宿泊施設であること又は市内の施設内にてサービスが提供されること。
 - イ 市内の地域資源を利用していること。
 - ウ 有効期間が発行日から6月以上であること。
 - エ やむを得ない事由等により宿泊施設又はサービスの提供ができない場合は、代替日の設定又は利用期限の延長対応等が可能であること。
 - オ 宿泊施設又はサービスの提供について、安全性の配慮に努めること。
- (9) ふるさと納税に係る指定制度の運用について（平成31年4月1日付け総税市第17号総務省自治税務局市町村税課長通知）の4. 地場

産品基準（告示第5条関係）の（1）及び（2）並びに平成31年総務省告示第179号第5条を遵守し、その基準に適合する商品であること。

(10) 次に掲げる要件の全てを満たす返礼品の画像データ等が提供可能であること。

ア メイン画像は、商品の魅力が分かる鮮明できれいな画像であること。

イ 追加画像は、商品の使用中の状態やさまざまなアングルに加え、商品の梱包状態が分かる画像も含めること。

ウ 画像は、実際の商品と一致させること。

エ パートナー事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合は、必ず利用の許諾を受けたものであること。

(11) 他団体に返礼品として提供している、又は提供する予定であるものでないこと。

6 返礼品の配送等

返礼品の配送は、配送事業者が行うものとする。

(1) 寄附者から返礼品の申込みがあったときは、委託事業者は、パートナー事業者に出荷を、配送事業者に集荷及び配送を依頼する。

(2) 出荷の依頼を受けたパートナー事業者は集荷の依頼を受けた配送事業者に返礼品を引き渡し、配送事業者はパートナー事業者から引渡しを受けた返礼品を速やかに配送するものとする。

(3) パートナー事業者は、本市の求めに応じて、返礼品を出荷する際に本市が提供する資料を同梱するものとする。

7 費用負担

(1) 返礼品の代金及び送料は、本市の負担とする。

(2) 寄附者からの返礼品の品質等のクレームにより返礼品の回収及び再配送にかかる費用は、パートナー事業者の負担とする。

(3) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する費用は、パートナー事業者の負担とする。

8 募集期間

随時とする。

9 応募方法等

- (1) 次に掲げる書類に関係書類を添え、ふるさと納税制度担当課へ提出（郵送可）すること。本市が求める場合を除き、商品の実物の提出は不要である。なお、応募にかかる費用の一切は、応募事業者の負担とする。

ア パートナー事業者の登録に応募する場合

- (ア) パートナー事業者登録申請書（様式第1号）
- (イ) 会社概要（様式第2号）
- (ウ) 誓約書（様式第3号）

イ 返礼品の登録に応募する場合

- (ア) 返礼品登録申請書（様式第4号）
- (イ) (ア)の提出日から起算して過去1年間の受注（販売）実績がわかるもの。ただし、テストマーケティングを目的とする場合は、この限りでない。

- (2) 返礼品のサンプルの提供、試食又は試飲、目視、サービスについて現場の確認等を本市が求める場合は、原則として無償とすること。

- (3) 返礼品の価格は、箱代及び梱包代を含めた価格（消費税及び地方消費税を含む。）とすること。

- (4) 1パートナー事業者あたり登録できる返礼品の数は、物品と役務で合計10品までとする。ただし、テストマーケティングを目的とする場合は、この限りでない。

- (5) 団体、組合等（実態のあるものに限る。）がその構成員の返礼品の登録を取りまとめて申請する場合において、1構成員あたり申請できる返礼品の数は、物品と役務で合計10品までとする。ただし、テストマーケティングを目的とする商品が含まれる場合は、取りまとめて申請することはできないものとする。

1 0 パートナー事業者及び返礼品の登録の決定

- (1) 4及び5に定める要件に基づき、応募内容を総合的に判断し、パートナー事業者の登録の可否及び返礼品の採択を決定し、その結果を湯のまち別府ふるさと応援寄附金にかかる（パートナー事業者・返礼品）登録（不登録）通知書（様式第5号）により通知する。
- (2) 寄附金額に応じ、寄附者に贈呈する返礼品については、各返礼品の商品代金が寄附金額の3割以下となるよう、本市が個別に定める。

1 1 登録内容の変更等

次に掲げる場合は、登録内容変更承認申請書（様式第6号）を提出するものとする。ただし、第3号又は第4号に掲げる場合は、取消しを希望する2か月前までに提出すること。

- (1) パートナー事業者の登録内容を変更する場合
- (2) 返礼品の登録内容を変更する場合
- (3) パートナー事業者の登録の取消しをする場合
- (4) 返礼品の登録の取消しをする場合

1 2 登録の取消し等

- (1) パートナー事業者として登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

- ア 1 1（3）による届出があり、本市がそれを認めた場合
- イ 応募内容に虚偽があった場合
- ウ 本要領の要件を満たさなくなった場合
- エ 本要領の定めに違反した場合
- オ 本市に損害を与えた場合
- カ パートナー事業者が倒産した場合

- (2) 返礼品が次のいずれかに該当する場合は、返礼品の登録を取り消すものとする。

- ア 1 1（4）による届出があり、本市がそれを認めた場合
- イ 返礼品が5に定める要件に適合しなくなったと本市が認める場合
- ウ 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により返礼

品としてふさわしくないと本市が判断した場合

エ 申込みが極端に少なく、寄附者の需要が見込めないと本市が判断した場合

オ テストマーケティングのために応募し、返礼品として登録を受けた後1年間が経過した場合

カ その他湯けむり別府ふるさと応援寄附金の返礼品としてふさわしくないと本市が判断した場合

1.3 個人情報保護

パートナー事業者は、委託事業者から提供された寄附者の個人情報については、個人情報保護法及び関係法令を遵守して取り扱うとともに、返礼品の送付以外の目的に使用してはならない。

1.4 その他留意事項

- (1) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し、その解決に努め、内容について本市及び委託事業者へ必ず報告すること。なお、品質等による補償やクレーム対応については、本市は一切の責任を負わない。
- (2) ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省からの見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合があること。
- (3) 市又は委託事業者が撮影した写真について、その著作権は市が保有するが、デザイン等の使用がふるさと納税制度及び返礼品の広告宣伝につながると認められる場合は、パートナー事業者は、市との協議及び合意のうえ使用することができる。
- (4) 本要領に定めのない事項については、本市の指示に従うこと。ただし、疑義が生じた場合は、協議によるものとする。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日別府市告示第118号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。